

熊本市地球温暖化防止活動推進員募集要項

1 趣旨

熊本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第37条に基づき、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深め、地域において地球温暖化防止に関する啓発や情報提供などの活動をボランティアとして行う「熊本市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）」を募集する。

2 募集内容

(1) 応募資格

- ア 地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する方
- イ 熊本市域において活動できる方（熊本市内に在住、在勤、在学している方又はNPO等において主に熊本市域で活動をしている方）
- ウ 令和8年（2026年）4月1日現在で満18歳以上の方

(2) 募集人員

20人以内

(3) 委嘱期間（推進員としての活動期間）

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

※ただし、再任を妨げないものとする。

3 応募について

(1) 応募方法

熊本市が指定する電子申請サービス（L o G o フォーム）により行うものとする。

(2) 募集期間

令和7年（2025年）11月4日（火）～令和7年（2025年）12月15日（月）

4 選考について

推進員の選考は、「熊本市地球温暖化防止活動推進員設置要綱」に基づき設置する「熊本市地球温暖化防止活動推進員選考委員会」において応募の内容を元に審査を行い、必要に応じて以下のとおり面接を行う。

(1) 応募の内容に関する面接

ア 日程

令和8年（2026年）1月14日（水）

イ 場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所本庁舎7階会議室

※時間等については別途指示するもの

ウ 実施方法

対面による質疑応答形式

エ 選考基準等

「熊本市地球温暖化防止活動推進員選考委員会実施要綱」第6条に基づき選考する。

(2) 選考結果

選考結果については、文書で通知する。

5 推進員が行う主な活動

推進員は、熊本市及び熊本市が法に基づき指定する「熊本市地球温暖化防止活動推進センター（以下「熊本市センター」という。）」と協力して、主に次の活動を行う。

※活動の内容、回数等については、変更になる場合がある。

(1) 法第37条第2項に掲げられた次の活動の自主的な実施

- ア 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- イ 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- ウ 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- エ 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

- (2) 熊本市センターが主催する推進員のスキルアップを目的とした研修会への参加（年1回程度）
- (3) 活動実績の報告や推進員同士の情報交換を行う推進員活動報告会への参加（年1回程度）
- (4) 熊本市が主催する出前講座や環境イベント等への参加
- (5) 推進員活動実績報告書の提出（年1回）
- (6) その他、市や熊本市センターと推進員との活動に関する打ち合わせ会議への出席

6 推進員への活動支援

熊本市及び熊本市センターにおいて、主に次のような推進員への活動支援を予定している。

- (1) ボランティア保険への加入
- (2) 交通費相当の活動費負担（活動報告書の活動回数に応じて支給）
- (3) 啓発用資料の提供
- (4) スキルアップのための研修会の開催

7 その他

- (1) 推進員の氏名、活動分野、その他必要な事項について、熊本市又は熊本市センターのホームページ等で紹介予定である。
- (2) 推進員の活動上知り得た個人情報等の秘密は、正当な理由なく他に漏洩しないこと。
- (3) 熊本県が委嘱する地球温暖化防止活動推進員の方も、熊本市の推進員へ応募可能とする。
- (4) 申請書等の提出された書類に関しては、個人情報適切に保護されるように配慮し、提出者に無断で使用しない。

8 問い合わせ先

熊本市 脱炭素戦略課（熊本市役所本庁舎 7階）

住 所：熊本市中央区手取本町1番1号

TEL：096-328-2355 FAX：096-359-9945

電子メール：datsutanso@city.kumamoto.lg.jp

〈参 考〉

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）抜粋

（地球温暖化防止活動推進員）

第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- 三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事。
- 四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をする事。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。